

本科第2～3学年の学生・保護者等 各位

函館工業高等専門学校
事務部学生課学生係

高等学校等就学支援金に係る家計急変区分の新設について（お知らせ）

このことについて、これまで、第1～3学年の学生を対象とした国策による高等学校等就学支援金制度では、通常支援又は加算支援により、授業料の一部を本校が国から受領のうえ各ご家庭の授業料債権に充当し、その差額を請求させていただいておりましたが、このたび、新たに本制度の申請区分に「家計急変枠」が新設されましたので、その概要について、下記のとおりお知らせします。

つきましては、本制度で定める家計急変事由に該当する方で、高等学校等就学支援金への新規申請又は現在受給中の区分（通常支援・加算支援）の見直しを希望する方におかれては、下記担当あてご連絡くださいますよう、よろしく願いいたします。

記

○家計急変区分の制度概要

家計急変事由による枠組みは、通常、前々年度所得により審査がなされますが（受給適用月が4月～6月に限る。受給適用月が7月～3月における申請の場合は、前年度所得により審査）、家計急変区分による申請により、前々年度又は前年度所得によらず、直近の収入状況に基づき、審査が行われる申請区分で、対象とする具体的な事由は、以下のとおりです。

- 1) 負傷・疾病による療養のため勤務できないこと（その後90日以上就労困難）
- 2) 自己の責めに帰することのできない理由による離職
 - ・会社都合の解雇
 - ・正当な理由のある自己都合退職（倒産状態の会社を離職、妊娠出産育児、父母の扶養、親族の常時看護等による離職等） ※雇用保険受給資格者証に記載された離職理由の一部のみが対象となります。
- 3) 被災により就労困難等となった場合など

※上記1)～3)のいずれかを満たし、かつ、保護者等の家計急変事由発生後の収入が約590万円未満相当になった場合に対象となる可能性があります。

※事由発生時期の範囲は、原則、令和2年1月以降のものが対象となりますが、申出月により取り扱いが異なるため、詳細は下記担当あてご確認願います。

※家計急変区分による申請の際には、当該事由を証明する公的書類（別途本校から指示）が必要となります。

※家計急変事由に該当する場合でも、この区分での申請の要否はご家庭でのご判断（任意）となります。

（本件担当）

北海道函館市戸倉町14番1号
函館工業高等専門学校
事務部学生課学生係
TEL:0138-59-6334